

富田林市・河南町広域消防運営計画

平成26年 7 月

富田林市・河南町

目次

第 1	計画の趣旨	1
第 2	基本方針	1
第 3	消防本部の組織	2
第 4	広域化後の職員の処遇等	3
第 5	施設等整備	4
第 6	経費負担等	5
第 7	条例・規則・規程等の取扱い	6
第 8	河南町消防団との連携確保	6
第 9	河南町と富田林市消防本部との連携確保	7
第 10	その他	7
別図 1	消防本部機構図	8

第1 計画の趣旨

本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づき、「大阪府消防広域化推進計画」（平成23年6月改定）で定めた広域化対象市町村のうち、富田林市と河南町の1市1町において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するために必要な事項を定めるものである。

第2 基本方針

1. 広域化に当たっての理念

災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化及びそれに伴う災害発生時の初動体制の強化、効果的な部隊運用、現場活動要員の専任化、救急や予防業務の高度化、専門化などに対応し、広域化の推進により住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする。

2. 広域化の方式

消防の広域化を進める組織形態として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定による事務委託、同法第284条の規定による組合（一部事務組合、広域連合）がある。

広域化による行財政上のスケールメリットを活用し、消防体制の充実強化、住民サービスの一層の向上を図り、経費節減と迅速かつ的確な意思決定を行う必要がある。さらに、より高度でかつ専門的な消防サービスを展開するという観点から、事務委託による広域化を進める。

事務委託の方式は、河南町が富田林市に対し消防事務を委託する。

3. 委託事務の範囲

- (1) 消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）
- (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより河南町が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

4. 委託開始時期

平成26年10月1日

第3 消防本部の組織

1. 広域化対象市町が設置している消防本部

市町村名	富田林市	河南町
位置	富田林市甲田一丁目7番1号	河南町大字白木1279番地の1
名称	富田林市消防本部	河南町消防本部
管轄区域	富田林市域の全域 及び 太子町域、千早赤阪村域の全域	河南町全域
管轄人口	136,425人	16,133人
職員数	134人	25人
署所数	1消防署、3消防分署	1消防署

1 管轄人口は、平成26年3月31日現在の住民基本台帳による人口である。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の条例定数である。

2. 広域化後の消防本部の位置及び名称

(1) 位置

富田林市甲田一丁目7番1号

(2) 消防本部の名称

富田林市消防本部

3. 河南町全域を管轄する消防署の位置、名称、組織等

(1) 位置

南河内郡河南町大字白木1279番地の1

(2) 名称

富田林市消防署河南分署（以下「河南分署」という。）

(3) 組織

河南町の消防行政需要及び周辺分署の組織体制を考慮し、必要な組織を設置する。

なお、設置組織は、別図1のとおりとする。

(4) 消防力の配置

消防ポンプ自動車2台、高規格救急車1台、広報連絡車1台とする。

(5) 勤務形態

交替で定型的な周期による勤務（交替制勤務）とし、交替制勤務については、2部制勤務とする。

(6) 人員の配置

河南分署には20人を配置する。

4. 部隊運用及び119番受信

(1) 富田林市消防本部による河南町全域における部隊運用は、委託開始日からとする。

(2) 河南町の119番受信体制については、富田林市が整備する高機能消防指令センターの運用開始に合わせて受信する。

第4 広域化後の職員の処遇等

1. 採用

(1) 平成26年9月30日現在、河南町消防本部に勤務する職員(同日付定年退職者等を除き、消防吏員に限る。以下「河南町消防本部職員」という。)のうち、同年10月1日以降、富田林市消防本部において勤務することに同意する者については、法令に定めるところに従い、富田林市消防本部において、消防吏員として採用することができるものとする。

(2) 前記(1)により採用する職員は、河南町での勤務成績評価と面接試験により選考する。

2. 給料

富田林市職員として採用した者の給料は、富田林市の一般職の給与に関する条例(以下、「本条例」という。)に従い支給する。なお、河南町の一般職の給与に関する条例別表から本条例別表第1への移行については、同級で、同額となる号給とする。

3. 諸手当

(1) 諸手当は、富田林市職員となったときから、本条例に従い支給する。

(2) 諸手当の現給保障は行わない。

4. 階級

採用時の階級は、現状の階級とする。

5. 教育、訓練、研修等

富田林市消防本部の基準に基づき実施する。

6. 貸与物品

- (1) 消防吏員に貸与する被服等は、富田林市消防本部の基準に統一する。
- (2) 服制は、原則として、委託開始日にすべての貸与品を統一する。
- (3) ただし、河南町消防本部と富田林市消防本部との間で服制に差異がないもの(一部修正を行うことで差異がなくなるものを含む。)については、当分の間、河南町消防本部のものを使用可能とすることにより、貸与を省略することができる。

7. 退職手当(退職手当準備金)

河南町は、富田林市の職員として採用された河南町消防本部職員の当該採用時の給料を基礎とし、河南町の職員の退職手当に関する条例(本則)に基づき計算した退職手当相当額を退職手当の準備金として平成27年3月31日までに富田林市に納付する。

第5 施設等整備

1. 消防施設等整備計画

今後、広域化した管内において更に人口減少や高齢化が進むと予想されるなか、災害及び事故等の多様化・大規模化、救急件数の増加、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責任が求められることから、当面の消防施設等整備計画については、次のとおりとする

- (1) 富田林市消防本部庁舎5階(旧防災センター)を管内住民等の訓練・研修施設として改修する。
- (2) 広域化により機能強化を図るため、救助工作車を1台新規購入し、金剛分署に配備する。
- (3) 広域化による管轄人口増加及び救急需要の急増に対応し機能強化を図るため、高規格救急車1台を新規購入し、富田林市消防署に配備する。
- (4) 広域化により災害時の指揮機能の強化を図るため、指揮車を1台新規購入し、富田林消防署に配備する。
- (5) 広域化により、河南町消防庁舎を河南分署として改修する。
- (6) 各種災害時の広報活動及び人員輸送用として、広報連絡車を河南分署に配備する。
- (7) 広域化に伴い、管内住民の期待に十分応えていくため署所の整備を検討する。

2. 河南分署の整備

事前準備として、河南町は委託後も継続して使用する消防施設について、委託後に必要とされる機能(庁舎面積、震災時の活動拠点として求められる機能等)を有する施設とし

て整備する。

なお、委託開始日まで改修できない施設については、可能な範囲で早い時期に、河南町が改修する。

3. 通信施設

通信施設及び署所間ネットワークは、富田林市消防本部の仕様に合わせることにする。

(1) 消防指令センター

広域化に伴い、富田林市消防本部の消防指令センターを高機能消防指令センターとして整備する。

(2) 消防救急無線デジタル化

河南分署の消防救急無線デジタル化整備は河南町が行う。

(3) 河南分署とのネットワーク整備

富田林市消防本部と河南分署の間に、現在、消防本部が各分署間に構築しているものと同じネットワークを整備する。

4. 消防水利

消防水利については、従前のおりとする。

第6 経費負担等

1. 経費負担方法

(1) 事前準備経費

委託に際し必要な事前準備の経費負担は、河南町が全額負担する。

なお、主な準備項目は、次のとおりとする。

ア、庁内LAN整備等

イ、貸与品統一

ウ、車両標示

エ、庁舎看板等製作

オ、その他、委託に関し必要な事前準備等

(2) 事務委託に係る経費

消防事務委託の管理に要する経費として河南町が負担する額は、別途協議する。

(3) 臨時的経費等（両市町が整備する費用を除く。）

臨時的経費については、別途協議する。

2. 財産の取扱い

(1) 富田林市が河南町の消防事務を受託するうえで必要な河南分署にかかる財産等の取扱いは、次のとおりとする。

ア、庁舎敷地等の土地は、河南町が所有し、無償で富田林市に貸与する。

イ、庁舎等の施設は、無償で富田林市に貸与する。

ウ、保有する車両及び資機材等は、無償で富田林市に貸与する。

(2) 富田林市が河南町の消防事務を受託するうえで河南町の必要な新規取得財産等の取扱いは、次のとおりとする。

ア、敷地等の土地については、河南町が取得及び所有し無償で富田林市に貸与する。

イ、庁舎等の施設については、河南町が取得及び所有し無償で富田林市に貸与する。

ウ、車両については、河南町が取得及び所有し無償で富田林市に貸与する。

第7 条例・規則・規程等の取扱い

委託事務の管理及び執行は、富田林市の消防（非常備消防に関するもの除く。）に関する条例、規則、規程等を適用する。

第8 河南町消防団との連携確保

1. 消防団の管理運営

河南町消防団の管理及び運営は、引続き河南町が行う。

2. 訓練等

河南町、河南町消防団及び富田林市消防本部は、平素から訓練や演習等により連携を確保する。

3. 災害時の活動

河南町消防団は、災害現場において活動する場合は、富田林市消防本部消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

4. 災害時の連絡体制

災害時の河南町消防団への連絡体制の整備については、河南町が行う。

第9 河南町と富田林市消防本部との連携確保

河南町と富田林市消防本部は、平時の火災をはじめ、震災等の大規模災害や国民保護など、防火防災・国民保護対策の推進に当たり、平素から相互の連携体制を確保する。

第10 その他

1. 住民への広報

河南町は、消防事務の委託に際し、住民に十分な広報を行い、119番通報等において混乱が生じないようにする。

2. 表示変更

消防事務委託に伴う各種の表示変更については、原則として、河南町が行う。

3. 職員情報の取り扱い

河南町は、第4の1による採用の実施に際し、必要な当該職員の個人情報を富田林市に提供するものとし、富田林市は、当該情報を適正に管理する。

4. 保有個人情報の取扱い

河南町は、委託に際し、消防事務の執行上保有していた個人情報について、富田林市消防本部に提供するものとし、審査機関への諮問など必要な手続を行う。

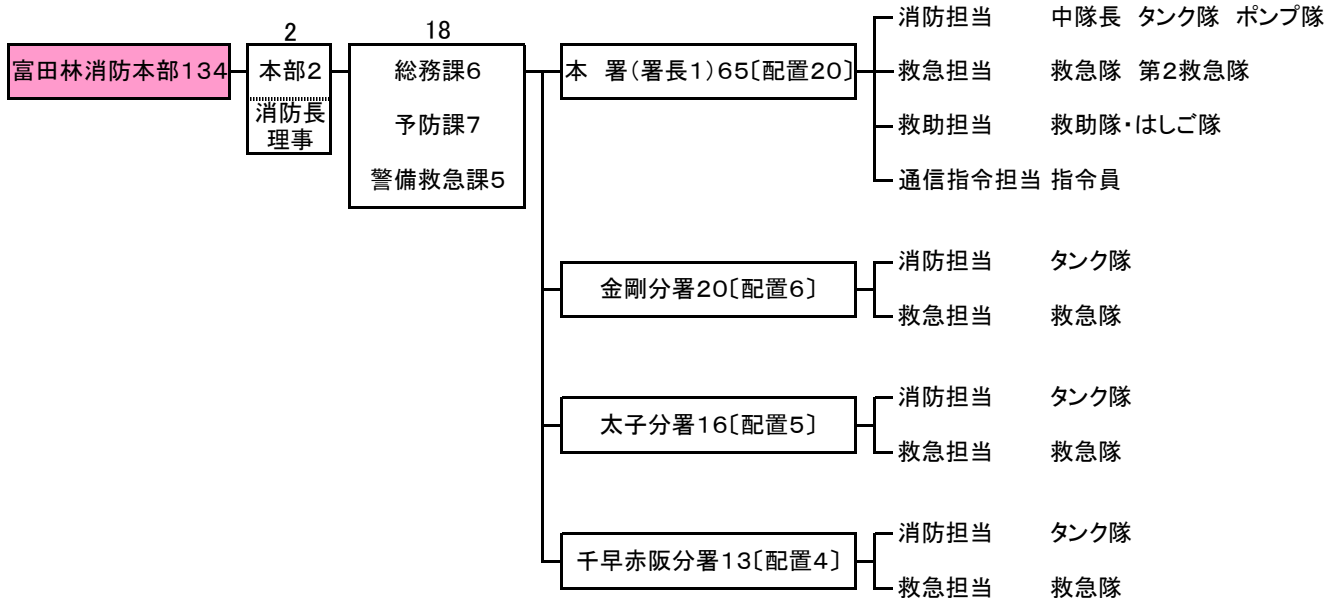
5. 河南町消防本部消防職員の昇格・昇任について

河南町消防本部職員の委託開始日以前の昇格・昇任は、両消防長が協議し、決定する。

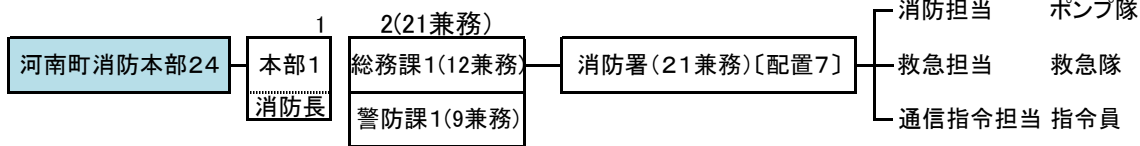
6. 疑義等の取扱い

消防事務の委託に際し、本計画に定めのない事項又は疑義等が生じた場合については、その都度、富田林市と河南町が協議して定める。

富田林市消防本部機構図【現状】



河南町消防本部機構図【現状】



富田林市消防本部機構図【消防事務委託開始後】

